

「つくる会(自由社版)」及び「教科書改善の会(育鵬社版)」 歴史・公民教科書の採択に反対する声明

- 1 2011年8月、2006年に改定された教育基本法に即して改訂された学習指導要領の下で初めての中学校の教科書採択を迎える。

新たな教育基本法の下でも、教育の目的は「人格の完成を目指す」ものであることに変更はなく、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われる」ことが謳われている(教育基本法1条)。そして、改訂された学習指導要領でも、なお、中学校の社会科の目標は「広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」とされているところが確認されなければならない。

したがって、教育基本法が改訂され、それにともない学習指導要領が改訂されたとしても、中学校の社会科教育においては「人格の完成を目指す」教育が求められており、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質」が備えられるような教科書が子どもたちに与えられるべきことに疑う余地はない。

ところが、以下に見るとおり、「新しい歴史教科書をつくる会(自由社版)」(以下「つくる会」という)および「改正教育基本法に基づく教科書改善を進める有識者の会(育鵬社版)」(以下「教科書改善の会」という)の編修した歴史・公民教科書は、偏った資料を基に歪曲した歴史観を示すとともに、国民主権や平和主義の意義を矮小化する内容となっており、「人格の完成を目指す」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質」を養うための教科書としては不適当なものである。

本年採択される教科書は、今後数年にわたる子どもたちの学習の基本となる。採択決定にかかわる人たちは、教科書選定に対する自らの意見を明らかにすることを通じてその重責を十二分に果たすことに意を払ってもらいたい。

- 2 2001年夏、「つくる会」は、中学校の歴史教科書の編集を行い、2005年には歴史教科書だけでなく、公民教科書の編集にも踏み出し、他社の教科書を「自虐史観」と批判し、自ら編集した教科書(扶桑社版)の採択運動を展開した。

当部会では、2001年には「教育基本法の改悪、『奉仕活動』義務付けの導入、侵略戦争美化の教科書に反対する決議」を発表し、2005年には「『つくる会』の教科書の採択に反対し、東北アジアの国々との関係改善を求める決議」を発表して、「つくる会」が編集した教科書の採択に反対してきた。

その理由は、「つくる会」教科書は、南京大虐殺の存在を疑問視し、従軍慰安婦につい

て国の関与を認めない、など歴史的事実をゆがめていること、また満州事変を含め日中戦争を当時の中国国民の抗日・侮日行動によって引き起こされたものであって、日本が自存自衛のために行った戦争であるとするなど日本の過去の侵略戦争を美化する立場によるものであって、中学校の歴史教科書に求められる「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質」を養うことに明らかに反するものであることにあった。

3 従前の「つくる会」は2006年「つくる会」と「教科書改善の会」に分裂したが、今回の教科書採択に際して「つくる会」編集の教科書(歴史・公民)が自由社から、「教科書改善の会」編集の教科書が育鵬社から、それぞれ教科書検定を経てきた。

しかしながら、自由社版および育鵬社版の教科書の本質は「つくる会」が編集した2001年、2005年のものと変わるところはなく、今回もその採択には反対せざるを得ない。

たとえば、歴史教科書においては、①日清戦争や日露戦争について、清国の朝鮮支配、ロシアの南下によって安全を脅かされた日本が起こした自衛のための戦争と位置付けられ(自由社版182頁、育鵬社版171頁)、②辛亥革命後の中国では、排日運動が強まり、北のソ連の脅威も強まった。そのもとで、満州の軍事占領で問題を解決しようとの計画が練られ、柳条湖事件そして満州事変から日中戦争へと拡大した(自由社版221頁、育鵬社版206頁)、③「大東亜戦争」は、アジアを欧米の植民地支配から解放するための戦争である(自由社版233頁、育鵬社版206頁)など、歴史の事実を歪曲し侵略戦争を美化する内容であるところは2001年版、2005年版以来変わっていない。

一方、公民教科書においても①国民主権の「国民」を「国民全体」を意味するものと説明する(自由社版52頁、育鵬社版42頁)が、「国民主権」とは単に国家権力の正統性の根拠を示すだけでなく、国民自身が主権の行使者であることを意味しており、参政権、公務員の罷免選定権、地方特別法の住民投票などはその具体的現れと位置づけられることからすれば、「国民」を「国民全体」と説明することは極めて一面的な説明をしていると言わざるを得ない。また、②日本国憲法における象徴天皇制と明治憲法以前の天皇制を連続性のあるものとしてとらえる(自由社版58頁、育鵬社版42頁)が、「象徴天皇制」においては、天皇の地位自体が主権者である国民の総意に基づくものであって、国民の意思とは無関係に君臨し得た明治憲法以前の天皇制と連続性を欠くものであることは明らかであろう。さらに、③日本国憲法の平和主義につき占領下で連合国の要求によって盛り込まれた(自由社版72頁、育鵬社版48頁)、④日本の平和が自衛隊の存在及びアメリカ軍の抑止力に負う(自由社版165頁、育鵬社版168頁)、⑤北朝鮮の核開発、中国の軍備増強が日本の潜在的脅威となっている(自由社版161頁、育鵬社版167頁)という。しかし、このような見方は、軍事力の均衡による「平和」を肯定する見方であり、軍事力の放棄を通じて平和の実現をめざす日本国憲法の平和主義がもたらす意義を矮小化するものである。また、日米同盟の軍事力強化がもたらすアジア地域の緊張を軽視し、隣国の軍備増強をわが国に向けられたものとしていたずらに脅威として敵対感情を煽るも

のであり一面的な世界観、歴史観に基づく著しくバランスを欠く記述であるというほかない。

- 4 以上のとおり、今回の「つくる会(自由社版)」および「教科書改善の会(育鵬社版)」の歴史・公民教科書は、いずれも、過去の日本の中国侵略を自存自衛のやむを得ない戦争と描き出して肯定し、国民主権を軽視し「国民」を「国民全体」として「国家」へ統合される存在として位置付け、さらに、日本国憲法の平和主義の意義を矮小化している点で、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質」を養う観点から不適当であると言わざるを得ない。

当部会では、今回の教科書採択においても、あらためて中学校の社会科教育に不適当な自由社版および育鵬社版の歴史・公民教科書の採択に抗議し、いっそうの採択がなされることのないよう教科書採択にかかわる関係者、教職員、保護者に呼びかける。

2011年7月26日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 鳥海 準